

【質問及び回答】岡山市学籍管理・就学援助等システム構築・運用保守業務委託

資料名	章	ページ	記載内容	質問	回答
1 岡山市学籍管理・就学援助等システム構築・運用保守業務委託仕様書	第4章 委託業務の基本的事項 第2節 支払方法	11～12	<p>①契約日～令和9年3月 ・令和9年3月末までに完了した作業について、該当する成果品の提出を受けて行う検査に合格後、委託総額の11.7%を超えない金額を支払う。</p> <p>②令和9年4月～両システム稼働日 ・システム導入作業の完了報告及び該当する成果品の提出を受けて行う検査に合格後、①と②の合算で委託総額の52%を超えない金額を支払う。</p> <p>③～⑤ 委託総額から①と②の合算を差し引いた金額を60月で均等分割した金額を、月ごとに運用保守経費として支払う。</p>	システム導入工程および運用保守工程について、円滑かつ安定したシステム稼働を実現するため、全体スケジュールを踏まえたうえで、各工程の実態に沿った金額配分について協議させていただくことは可能でしょうか。	①以外については、協議可能です。
2 岡山市学籍管理・就学援助等システム構築・運用保守業務委託仕様書	第6章 プロジェクト要件 第3節 プロジェクト体制(受託者側)	17	このプロジェクト管理者は、政令市又は中核市における情報システム構築に関し、両システムと同等規模及び期間のプロジェクト管理の知識を有すること。	本業務の範囲は、システム移行およびシステム移行後に実施するシステム運用保守までを含むものであることから、「政令市又は中核市における情報システム構築」に係るプロジェクト管理の知識については、貴市と同等規模の政令市又は中核市において、システム移行から本番稼働後の運用保守に至るまで、本業務範囲全体を通じたプロジェクト管理の実績・知識を対象とした要件との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
3 岡山市学籍管理・就学援助等システム構築・運用保守業務委託仕様書	第12章データ移行等 第1節データ移行 第1項データ移行の方針	31	現行システムデータについて	データ移行については、基本データリストに定義された項目を原則移行対象とするとあります。データ移行にあたっての現行システム保守事業者との役割分担については、現行システムのデータ項目と基本データリストの項目の紐づけは、受託者が現行システムデータを確認し、移行に必要なデータを特定し、必要に応じて現行システム保守事業者に関合せを行うという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

資料名	章	ページ	記載内容	質問	回答
4	別紙7_特別支援教育就学奨励費機能要件	1.申請 1.2基本情報取込 1.2.2	支弁区分Ⅲについて	支弁区分にⅢ3.5未満、Ⅲ3.5以上とありますが、支弁区分Ⅲがさらに2つの区分に分けられていると想定しています。この2つの区分の意味及びこの区分の違いによる支給費目の差異など違いがあるものについてご教示ください。	支弁区分にⅢ3.5未満、Ⅲ3.5以上とありますが、支弁区分Ⅲは、2.5以上で、二つに分かれていません。
5	別紙7_特別支援教育就学奨励費機能要件	6.マスタメンテナンス 6.1需要額マスタ管理 6.1.6	転入生の生活保護基準額について	転入者については、各該当の生活保護基準額を設定できるとありますが、これは転入者については、生活保護基準から算出された需要額を個別で補正できるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
6	別紙7_特別支援教育就学奨励費帳票要件	No4	通常学級22条の3不認定通知書	本帳票の該当する対象者の事由はどのようなものがありますでしょうか。	学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当しない場合です。
7	別紙7_特別支援教育就学奨励費帳票要件	No6	請求書（内訳含む。）	本帳票の用途についてご教示ください。	支払いの資料の一部で、学校で支給額等を確認するために使用します。